

# 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について

## 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則

川崎市就学奨励規則（平成15年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第49条」を削り、「認められる」の次に「児童生徒等（」を加え、「の保護者」を「並びに翌学年の初めから市立小学校に就学させるべき者（以下「小学校就学予定者」という。）をいう。以下同じ。）の保護者等」に、「児童生徒の」を「児童生徒等の」に改める。

第2条第2項中「学年」の次に「（小学校就学予定者の保護者に係る支給対象期間にあっては、年度）」を加える。

第3条第1号中「川崎市」を「本市」に改め、「在学する保護者」の次に「（小学校就学予定者の保護者を含む。）」を加える。

第4条第1項中「就学援助費申請書」の次に「（以下「申請書」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、援助費の支給を受けようとする小学校就学予定者の保護者は、申請書を委員会に提出しなければならない。

第5条第1項中「世帯票」を「前条第2項の世帯票」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、小学校就学予定者の保護者から申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査して支給対象者を認定し、その結果について当該保護者に通知しなければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「校長」を「前項の規定による委任を受けた校長」に、「前条により認定された」を「前条第1項の規定による認定を受けた」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

前条第1項の規定による認定を受けた支給対象者は、援助費の請求、受領

及び返納を校長に委任するものとする。

第6条に次の1項を加える。

- 5 前各項の規定にかかわらず、委員会は、前条第3項の規定による認定を受けた支給対象者に援助費を直接支給するものとする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「支給対象者」を「第5条第1項の規定による認定を受けた支給対象者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、第5条第3項の規定による認定を受けた支給対象者が第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該支給対象者に対し援助費の支給を停止し、又は返納を請求するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

## 制 定 理 由

翌学年の初めから市立小学校に就学させるべき者に係る就学援助費を就学前に支給するため、この規則を制定するものである。

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市就学奨励規則 平成15年2月20日教委規則第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる<u>児童生徒等</u>（学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒」という。）並びに翌学年の初めから市立小学校に就学させるべき者（以下「小学校就学予定者」という。）をいう。以下同じ。）の保護者等に対し、就学援助費（以下「援助費」という。）を支給することにより、<u>児童生徒等</u>の就学を奨励することを目的とする。</p> <p>(援助費の支給)</p> <p>第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、毎年度予算の範囲内において援助費を支給する。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第13条に規定する教育扶助を受けている者については、当該扶助等に該当する援助費は支給しない。</p> <p>2 援助費の支給対象期間は、原則として委員会が認定の決定をした日から当該日が属する学年（<u>小学校就学予定者の保護者に係る支給対象期間にあつては、年度</u>）の末日までとする。</p> <p>(支給を受ける資格)</p> <p>第3条 援助費の支給を受けることのできる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>本市</u>に居住し、児童生徒が市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在学する保護者（<u>小学校就学予定者の保護者を含む。</u>）で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>ア 法第6条第2項に規定する要保護者</p> <p>イ 委員会が、アに規定する者に準じると認める者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、委員会が特に認める者</p>	<p>○川崎市就学奨励規則 平成15年2月20日教委規則第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び第49条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の<u>保護者</u>に対し、就学援助費（以下「援助費」という。）を支給することにより、<u>児童生徒</u>の就学を奨励することを目的とする。</p> <p>(援助費の支給)</p> <p>第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、毎年度予算の範囲内において援助費を支給する。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第13条に規定する教育扶助を受けている者については、当該扶助等に該当する援助費は支給しない。</p> <p>2 援助費の支給対象期間は、原則として委員会が認定の決定をした日から当該日が属する学年の末日までとする。</p> <p>(支給を受ける資格)</p> <p>第3条 援助費の支給を受けることのできる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>川崎市</u>に居住し、児童生徒が市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在学する保護者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>ア 法第6条第2項に規定する要保護者</p> <p>イ 委員会が、アに規定する者に準じると認める者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、委員会が特に認める者</p>

改正後	改正前
<p>(支給の申請)</p> <p>第4条 援助費の支給を受けようとする者（以下「受給希望者」という。）は、就学援助費申請書（以下「申請書」という。）を児童生徒が在学する学校の長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、校長は、援助費の支給が必要と認めるときは、受給希望者に係る世帯票を作成し、委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、援助費の支給を受けようとする小学校就学</p>	<p>(支給の申請)</p> <p>第4条 援助費の支給を受けようとする者（以下「受給希望者」という。）は、就学援助費申請書を児童生徒が在学する学校の長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、校長は、援助費の支給が必要と認めるときは、受給希望者に係る世帯票を作成し、委員会に報告しなければならない。</p>
<p>(支給対象者の認定)</p> <p>第5条 委員会は、前条第2項の世帯票に基づき支給対象者を認定し、その結果を校長に通知するものとする。</p> <p>2 校長は、前項の結果を受給希望者に知らせなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、小学校就学予定者の保護者から</p>	<p>(支給対象者の認定)</p> <p>第5条 委員会は、世帯票に基づき支給対象者を認定し、その結果を校長に通知するものとする。</p> <p>2 校長は、前項の結果を受給希望者に知らせなければならない。</p> <p>3 支給対象者は、援助費の請求、受領及び返納を校長に委任するものとする。</p>
<p><u>申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査して支給対象者を認定し、その結果について当該保護者に通知しなければならない。</u></p> <p>(援助費の支給方法)</p>	<p><u>る。</u></p> <p>(援助費の支給方法)</p>
<p>第6条 前条第1項の規定による認定を受けた支給対象者は、援助費の請求、受領及び返納を校長に委任するものとする。</p> <p>2 前項の規定による委任を受けた校長は、前条第1項の規定による認定を受けた支給対象者について、就学援助費請求書により委員会に援助費を請求するものとする。</p> <p>3 委員会は、前項の請求書に基づき援助費を校長に交付するものとする。</p> <p>4 校長は、交付された援助費を支給対象者へ支給するときには、個人支給明細書を作成し、備えなければならない。</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、委員会は、前条第3項の規定による認定を</p>	<p>第6条 校長は、前条により認定された支給対象者について、就学援助費請求書により委員会に援助費を請求するものとする。</p> <p>2 委員会は、前項の請求書に基づき援助費を校長に交付するものとする。</p> <p>3 校長は、交付された援助費を支給対象者へ支給するときには、個人支給明細書を作成し、備えなければならない。</p>
<p>(援助費の交付停止等)</p> <p>第7条 委員会は、第5条第1項の規定による認定を受けた支給対象者が次</p>	<p>(援助費の交付停止等)</p> <p>第7条 委員会は、支給対象者が次の各号の一に該当する場合は、校長に対</p>

改正後	改正前
<p>の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、校長に対し援助費の交付を停止し、又は返納を請求するものとする。</p> <p>(1) 支給対象者の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) 支給を必要としない事情が生じたとき。</p> <p>(3) その他委員会が支給を不相当と認めたとき。</p> <p>2 校長は、前項の規定により援助費の支給を停止し、又は返納を請求するときは、支給対象者に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、委員会は、第5条第3項の規定による認定を受けた支給対象者が第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該支給対象者に対し援助費の支給を停止し、又は返納を請求するものとする。</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>し援助費の交付を停止し、又は返納を請求するものとする。</p> <p>(1) 支給対象者の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) 支給を必要としない事情が生じたとき。</p> <p>(3) その他委員会が支給を不相当と認めたとき。</p> <p>2 校長は、前項の規定により援助費の支給を停止し、又は返納を請求するときは、支給対象者に通知しなければならない。</p> <p>(以下 略)</p>